

山形県産業創造支援センター
指定管理者募集要項（資料）

令和 7 年 10 月
山形県産業労働部

目 次

1	山形県産業創造支援センター入居者一覧……………	1
2	山形県産業創造支援センター収支積算……………	2
3	山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例……………	4
4	山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 施行規則……………	5
5	山形県産業創造支援センター条例……………	7
6	山形県産業創造支援センター条例施行規則……………	11

山形県産業創造支援センター 入居室使用状況一覧 (R7.9.1現在)

1. 新事業開発室(6室)		全23室の内 (入居14室・空室9室) 全67㎡の内 (入居67㎡)							
部屋のタイプ(面積)		S(40㎡)		M(68㎡)		ML(81㎡)		L(135㎡)	
一般的な利用料金(月額)		99,000円		168,300円		200,475円		334,125円	
入居室	タイプ	入居者		代表者	業種		新事業開発室 入居日	許可期間	
101	ML	ニコニコ英会話		近野聡子	英会話教室		2025/8/1	2028/7/31	
104	ML	株式会社AOI開発センター 山形事業所		浅野雄三	光学機器開発・販売		2017/11/1	2025/9/22	
202	S	株式会社IMUZAK		澤村一実	業務用機械器具製造		2025/6/1	2028/5/31	
206	S	株式会社ジンジャーズ		佐藤広一	有料職業紹介、コンサルティング		2023/8/1	2026/7/31	
211	S	ハンズバリュー株式会社		島田慶資	ソフトウェア開発		2021/9/1	2027/8/31	
215	M	スタジオアドバンテージ		赤沼明男	広告制作、デザイン		2018/8/17	2027/8/16	

2. 新規創業室(8室)						
部屋のタイプ(面積)		S(40㎡)	M(68㎡)	ML(81㎡)	L(135㎡)	
一般的な利用料金(月額)		55,000円	93,500円	111,375円	185,625円	
入居室	タイプ	入居者	代表者	業種	新規創業室 入居日	許可期間
105	S	かとう行政書士事務所	加藤法子	行政書士	2025/4/1	2028/3/31
106	S	NTC合同会社	荒澤良浩	特殊装置販売	2024/5/1	2027/4/30
201	S	ケアマップ株式会社	高橋健佑	医療・福祉	2025/7/1	2028/6/30
203	S	株式会社シントギ	早坂智恵子	経営コンサルティング	2021/4/1	2026/3/31
205	S	合同会社てらす	安食 亘	訪問介護	2024/10/1	2027/9/30
207	S	AIキッズラボ	黒坂光輝	AI教室	2024/4/1	2027/3/31
209	S	株式会社IHC	金子昌弘	有料職業紹介、就労支援、医療ツーリズム	2022/4/20	2027/3/31
210	S	工藤紀子社会保険労務士事務所 オフィスサポート工藤事務所	工藤紀子	社会保険労務士、事務支援	2020/12/1	2025/11/30

3. 貸ブース(6室)						
部屋のタイプ(面積)			新規創業室	新事業開発室		
SS(8㎡)			6,600円	19,800円		
入居室	タイプ	入居者	代表者	業種	新規創業室 入居日	許可期間
SS-01	SS	株式会社アイデアル	鈴木芳之	学習支援	2024/9/1	2027/8/31
SS-02	SS	松技研株式会社	齊藤佳佑	製造機械、設備の設計・開発	2024/10/1	2027/9/30
SS-03	SS	IDIoT	阿部徳之	IoT システム等の開発・販売	2024/10/1	2027/9/30
SS-04	SS	嘶館	峰田順一	ホール・旅館、イベント運営	2024/12/1	2027/10/31
SS-05	SS	ハートフルコネクション	大場貴之	結婚相談所	2025/1/1	2027/12/31
SS-06	SS	colief plus	海藤 優	ドライフラワー販売、広告仲介	2025/1/1	2027/12/31

4. 空室 (9室) : S室(200・204・208) / ML室(100・102・103・212) / L室(213・214)

山形県産業創造支援センター収支精算

1 収入精算（駐車場、光熱費含む）

（単位：千円）

項 目		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 実績	R4～R6年度 3か年平均	積算金額 (R8見込)
利用料金	入居室	41,550	36,272	29,334	35,719	24,687
	ホール・会議室	3,169	4,798	4,154	4,040	4,180
	開放機器	600	827	614	680	615
	小 計	45,319	41,897	34,102	40,439	29,482
その他	創業塾等参加者 負担金	817	0	0	272	50
	小 計	817	0	0	272	50
合 計		46,136	41,897	34,102	40,712	29,532

2 支出積算

(単位：千円)

大項目	中項目	金額	積算根拠	備 考
人件費	小 計	13,611		
	職員	197		
	嘱託・臨時職員	8,856		
	創業支援担当職員	2,534		
	福利厚生	2,024		
管理費	小 計	29,232		
	光熱水費	9,350	電気料	入居者負担分含む
		560	水道料	
		13	ガス代	
	委託料	14,338	施設管理業務	
	ネットワーク接続		ネットワーク接続料金	
	開放機器 管理費	472	開放機器消耗品 ソフトバージョンアップ カラーコピー保守管理（開放機器） 大型紙対応プリンタ保守管理（開放機器）	
	修繕費	4,012	修繕費	
	図書購入費	191	新聞、コンピュータ・デザイン関係図書 図書購入費	
	消耗品	286	共用部分消耗品 入居企業プレート、消火器薬剤、事務室消耗品	
	負担金	10	アルカディアソフトパーク山形クラブ年会費	
事務費 (創業支援に 係る事業費 を含む)	小 計	3,348		
	普通旅費 (費用弁償)	104	創業支援、企業ヒアリング及び誘致活動 支出事務、社会保険事務、連絡調整 入居審査委員会委員旅費	
	印刷・コピー	140	印刷物 コピー（モノクロ）事務室用	
	使用・賃借料	1,107	NHK受信料 パソコンリース ホームページ用サーバリース 等	
	通信費	198	電話・郵便、宅配料等 通信運搬費	
	事業費	81	起業家育成セミナー開催経費等	
	その他	1,718	来客用お茶代（食料費）、事務室消耗品	
合 計		46,191		

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年3月22日

山形県条例第11号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

第4条 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年3月22日

山形県規則第8号

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第2条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第2号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項

2 知事等は、前項の規定による届出（同項第1号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月29日規則第12号）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和３年９月24日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

（別記様式第１号～２号）略

指定管理者の指定申請書

年 月 日

殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

変 更 届 出 書

年 月 日

殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

下記のとおり変更したので、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条の規定により、届け出ます。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後

山形県産業創造支援センター条例

平成11年3月19日
山形県条例第13号

山形県産業創造支援センター条例をここに公布する。

山形県産業創造支援センター条例

(設置)

第1条 本県の産業における情報化及びデザイン開発並びに新たな事業への取組を支援することにより、本県の産業の発展に寄与するため、山形県産業創造支援センター（以下「センター」という。）を山形市に置く

(使用の許可)

第2条 センターの施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 研究開発室及び新規創業室の使用に係る前項の許可は、センターの設置の目的がより効果的に達成されると認める者に対して行うものとする。

3 知事は、第1項の許可にセンターの管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の不許可)

第3条 知事は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) センターの管理上適当でないと認めるとき。

(3) その他センターの設置の目的に反すると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第4条 知事は、第2条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命じることができる。

(1) 偽りの申請により当該許可を受けたとき。

(2) 当該許可に付した条件に違反したとき。

(3) その他センターの管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収等)

第5条 県は、第7条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）がセンターの管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。

2 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第6条 前条の規定により徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を当該使用者に還付することができる。

(1) 当該使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったとき。

(2) 知事が相当と認める理由により、施設等の使用開始日前10日までに使用の許可の取消し又は当該許可の内容の変更を求めたとき。

(指定管理者)

第7条 センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。

(1) 午前9時から午後5時までの時間は、閉館時間としないこと。

(2) 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ハ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場については、その使用者が使用の許可を受けた期間中閉館時間及び休館日にかかわらず利用できることとすること。

(4) その他センターの管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第1号及び第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けてセンターの開館時間及び休館日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした開館時間及び休館日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、臨時にセンターを開館し、又は休館することができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) センターの運営に関する業務

(3) 第2条第1項の規定による施設等の使用の許可に関する業務

(4) 第4条の規定による使用の許可の取消し、許可に付した条件の変更及び施設等の使用の停止に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

2 第7条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第10条 第7条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合にあっては、使用者は、施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、使用者の責任によらない理由で施設等を使用できなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を当該使用者に還付することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成13年12月21日条例第61号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月18日条例第22号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日条例第18号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第29号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月9日条例第60号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 山形県産業創造支援センターの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成26年3月25日条例第35号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第33号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日条例第22号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表

1 施設

種別及び名称	単位	金額	
		第8条第1項第2号イからハマまでに掲げる日以外の日の午前9時から午後5時まで	左記以外の時間
研究開発室	1月につき	351,000円	
新規創業室		202,500円	
多目的ホール	1時間当たり	2,200円	5,300円
視聴覚室		1,800円	4,900円
会議室		1,800円	4,400円
指定駐車場	1台1月につき	3,000円	

備考 1 研究開発室又は新規創業室の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

2 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の使用時間が1時間に満たない場合又は当該使用時間に1時間に満たない部分がある場合は、当該1時間に満たない使用時間は、1時間とみなす。

3 多目的ホール、視聴覚室及び会議室の使用時間において、当該使用の開始の時刻から1時間ごとに区分した時間に、第8条第1項第2号イからハマまでに掲げる日以外の日（以下「平日」という。）の午前9時から午後5時までの間の時間とそれ以外の時間とにまたがるものがある場合は、当該時間は平日の午前9時から午後5時までの間の時間とみなす。

4 指定駐車場とは、駐車場のうち研究開発室又は新規創業室を使用する者に使用させるための知事が指定する区画をいう。

2 設備

種別	単位	金額
出力設備	1枚当たり	2,700円
視聴覚設備	1時間当たり	100円

備考 視聴覚設備の使用時間が1時間に満たない場合又は当該使用時間に1時間に満たない部分がある場合は、当該1時間に満たない使用時間は、1時間とみなす。

山形県産業創造支援センター条例施行規則

平成11年5月28日

山形県規則第58号

山形県産業創造支援センター条例施行規則をここに公布する。

山形県産業創造支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 山形県産業創造支援センター（以下「センター」という。）の開館時間は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、条例第2条第1項の規定により同項の施設等のうち研究開発室又は新規創業室の使用の許可を受けた者（以下「研究開発室等利用者」という。）によるセンター（条例別表1施設の項の表に掲げる施設のうち、多目的ホール、視聴覚室及び会議室を除く。）の利用（以下「特別利用」という。）については、この限りでない。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項本文の開館時間を変更し、又は研究開発室等利用者がセンターを利用できない時間を定めることができる。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次のとおりとする。ただし、特別利用については、この限りでない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項本文の休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定め、又は研究開発室等利用者がセンターを利用できない日を定めることができる。

3 条例第2条第1項の施設等のうち、多目的ホール、視聴覚室及び会議室について同項の許可を受けた者は、第1項の規定にかかわらず、土曜日においても当該施設を使用することができる。

(使用の許可申請)

第4条 条例第2条第1項の規定による施設等の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 条例第2条第1項に規定する施設等のうち研究開発室又は新規創業室の使用許可を受けようとする者は、条例第7条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、前項の申請書を、知事が定める期日までに提出しなければならない。

(使用許可書)

第5条 知事は、使用許可をしたときは、別記様式第2号による許可書を当該使用許可を申請した者に交付するものとする。

(原状の回復)

第6条 使用許可を受けた者は、施設等の使用が終わったとき、又は条例第4条（条例第9条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに、施設等及び備付けの物件を原状に復し、又はセンターに搬入した物件を撤去しなければならない。

(使用料の額)

第7条 条例第5条第1項に規定する知事が定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の免除)

第8条 条例第5条第2項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、別記様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年6月1日から施行する。
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成13年12月21日規則第119号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年1月29日規則第5号)

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

附 則(平成14年3月26日規則第22号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に許可された設備の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年8月30日規則第63号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年2月7日規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月18日規則第11号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に許可された設備の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月30日規則第27号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1施設の項の規定は、この規則の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年5月21日規則第50号)

- 1 この規則は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1施設の項の規定は、この規則の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年10月5日規則第63号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表1施設の項の規定は、この規則の施行の日以後に許可された施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月29日規則第20号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月29日規則第12号)

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（平成20年3月28日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成25年3月22日規則第44号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第19号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第10号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日規則第13号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月24日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和6年3月29日規則第37号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 施設

種別及び面積		使用料の額		
		1 月につき	1 日につき	1 時間につき
研究開発室	8 平方メートル	20,800円	600円	
	40平方メートル	104,000円	3,400円	
	68平方メートル	176,800円	5,800円	
	81平方メートル	210,600円	7,000円	
	135平方メートル	351,000円	11,700円	
新規創業室	8 平方メートル	12,000円	400円	
	40平方メートル	60,000円	2,000円	
	81平方メートル	121,500円	4,000円	
多目的ホール	190平方メートル			2,200円
視聴覚室	158平方メートル			1,800円
会議室	81平方メートル			900円
	162平方メートル			1,800円
指定駐車場	12平方メートル	3,000円	100円	

備考 1 研究開発室、新規創業室及び指定駐車場の使用を月の中途から開始する場合又は月の中途で終了する場合の当該月に係る使用料の額は、1 日につきの使用料の額に、それぞれ当該月における使用日数を乗じて得た額とする。

2 研究開発室又は新規創業室の使用に当たり、これらに備え付けられた設備を利用して電気を消費する場合は、この表に掲げる額に、当該消費した電気に係る実費に相当する額を加算するものとする。

2 設備

区分		単位	金額
出力設備	カラーレーザープリンタ	1 枚当たり	60円
	大型紙対応カラープリンタ		日本産業規格 B 0 の用紙を用いる場合にあっては2,700円、日本産業規格 A 0 の用紙を用いる場合にあっては1,800円
視聴覚設備	データプロジェクター	1 時間当たり	100円

(別記様式第 1 号～第 3 号) 略

年 月 日

山形県知事 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(使用責任者氏名 電話番号)

山形県産業創造支援センター使用許可申請書

次のとおり山形県産業創造支援センターの施設等の使用の許可を受けたいので、山形県産業創造支援センター条例第2条第1項の規定により申請します。

使 用 目 的		使用人数	人
施設名又は設備名	使用期間又は使用時間	数量	※ 処理欄
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
その他参考事項			
誓約事項			
☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用する使用でないことを誓約します。			

備考1 ※印の付いている欄は、記入しないでください。

2 誓約事項について誓約する場合は、□にレ印を記入してください。

3 誓約事項について確認するため、山形県警察本部長に申請者の住所、氏名その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。この場合において、必要がある場合は、申請者の生年月日等の個人情報を確認することがあります。

山形県産業創造支援センター使用許可書

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(使用責任者氏名 電話番号)

使 用 目 的		使用人数	人
施設名又は設備名	使 用 期 間 又 は 使 用 時 間	数量	使 用 料
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		円
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		円
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		円
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		円
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		円
そ の 他 参 考 事 項			
条 件		使用料の 合 計 額	円
山形県産業創造支援センター条例第2条第1項の規定により、上記のとおり施設等の使用を許可します。 年 月 日 山形県知事 氏 名 印			
許 可 番 号			

山形県知事 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(使用責任者氏名 電話番号)

山形県産業創造支援センター使用料免除申請書

山形県産業創造支援センター条例第5条第2項の規定により次のとおり施設等の使用料の免除を申請します。

使 用 目 的		使用人数	人
施設名又は設備名	使 用 期 間 又 は 使 用 時 間	数量	※ 処理欄
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで		
免除を受けようとする理由			
備 考			

備考 ※印の付いている欄は、記入しないでください。